

『宝林伝』逸文の研究

椎名宏雄

一、『宝林伝』の断欠部分

二、逸文の所在文献

三、『宝林伝』の逸文

四、逸文の研究

評価が与えられるにふさわしいものである。⁽¹⁾

事実、唐末から五代・北宋期にかけての燈史類である『聖胄集』(八九九)、『祖堂集』(九五二)、『景德傳燈錄』(一〇〇四)、『天聖廣燈錄』(一〇三六)、『伝法正宗記』(一〇六二)などは、直接間接を問わず、いずれも『宝林伝』を引用し、そのベースの上に祖統説を開拓する。それは、『付法藏因縁伝』(四七二)により、最後の法燈者とされたはずの西天第二十四祖師子比丘から、菩提達磨までを巧みに繋ぐ西天祖統説の創唱や、新らしい機縁・伝法偈・碑文類等を十二分に盛り込んだ東土六祖の伝燈説など、『宝林伝』における大胆な主張が、いかに禪門で喜ばれたかの証左であろう。『祖堂集』の序者、淨修禪師文澄が編した『泉州千仏新著諸祖師頌』(一九三五)において、終南山慧觀が序文で『宝林伝』に関説し、『景德傳燈錄』卷二九には、僧潤なる者の「因覽宝林伝」という七絶の讚詩がみえるなども、当時の禪門一般における『宝林伝』は、まさしく初期禪宗史書としての完成を意味するという

に対する関心の一端を示すものである。

かくして、本書はついに宋・金・元、三朝の大藏經に入藏という栄誉をになう。周知のことく、霍山（山西省趙城県）広勝寺より発見の本書は、金刻大藏經（一一四九～七三頃開彫）中、「秦」の函号を有するが、その卷二の巻首と巻尾には次のごとき貴重な刻記が存する。

（巻首）

第二・第十の両巻を失して、京師に徧問するも皆無なり。遂に『聖胄集』を取りて竇品を立て、此の巻を補う。由つて第十を欠く。

（巻尾）

長安終南太一山豊德開利寺の訳経沙門雲勝、游礼賣行するも、第二・第十の二巻を借忘す。咸平元年（九九八）、上表して、開元年の智昇の撰録に続いて編入せんことを乞う。後來、唐の玄・肅・代・徳の四朝に七人の三藏が翻する所、并びに聖朝の四人の翻訳、并びに聖の製せらる三藏、集めて一千余巻を伝う。今、『聖胄集』を取りて之を補うも、第十を欠く。
（以上、原漢文）

右によれば、北宋初期の咸平元年（九九八）に雲勝が『宝林伝』を入藏せしめるにあたり、卷二と卷十の二巻を欠いていたので、卷二は『聖胄集』の該当部分で補充したが、卷十は欠巻のままであったことが知られる。あたかも、元の『至元法宝勘同総録』（一二八七）は、その末尾に

宝林伝九巻

宋陵沙門智炬集

上一集九巻一帙 嘉字号

と記載し、「嘉」の函号を有する本書九巻が、當時すでに蔵していることを示している。ちなみに、この『勘同総録』は、金藏をもとにして燕京の弘法寺で開彫した大藏經（一二八五頃完成）の目録である。したがつて、これら三種の入藏本『宝林伝』は、いずれも巻十を欠く全九巻のみの断欠本であり、書誌的には同一系統の刊本であつたことが知られる。

以後、大陸では仏国惟白の『大藏經綱目指要録』（一一〇三）、智照の『人天眼目』（一一八八）などにおいて、本書に対する関説を見るものの、元代には伝を断つに至る。元末の『仏祖通載』（一三四一）の序中に、「宝林等伝、世久失伝」とあるのがそれであり、本書の伝本が少なくなつた理由を、陳垣氏は、南宋末の『釈門正統』（一二三七）巻八の義天伝に、遼國、曾て義学の沙門詮曉等をして、再び經録を定むるに、『六祖壇經』『宝林伝』は皆焚かる。
（原漢文）

とあることを、その理由にあげる。

しかし、右にいう詮曉等による經録の再定とは、いわゆる遼朝における契丹藏の開彫にほかならぬ。契丹藏は、景福年間（一一〇三～一二〇三）から重熙二二年（一一〇五四）ごろまでに彫造が成る⁽⁷⁾。したがつて、この時に『六祖壇經』や『宝林伝』が偽妄の書として焼却されたとしても、それは契嵩や仏国以前の事件にすぎない。むしろ、『宝林伝』の伝本が稀になる

のは、『景德伝燈錄』の完成入蔵（一〇一一）により、禪門の燈史が公認され、すでに語錄文献の時代に入つたからであろう。時代の移推が、もはや本書を必要としなくなつたのである。

ひるがつて、本邦における『宝林伝』の伝来は、円仁の

『日本國承和五年入唐求法目録』（八三九）に

大唐韶州双峯山曹溪宝林伝 十卷⁽⁸⁾帙

とみえ、本書成立後まもない最初期であつた。右の記載はまた、日中を通じて本書に関する現存最古の記録としても貴重である。この将来本は、同じ円仁の『慈覓大師在唐送進錄』（八四〇）の跋文⁽⁹⁾によれば、円仁が延暦寺へ送付した一本なることが知られる。常盤博士は、延暦寺で学んだ永超が、後に『東域伝灯目録』（一〇八九）中に『宝林伝』について所録するものが、この円仁の将来した一〇卷本を指す、とみられてゐる。⁽¹⁰⁾

ともあれ、大陸・本邦とともに、そののち長らく、本書は所伝を絶つた佚書とされてきた。そのため、昭和七年（一九三四）に常盤博士が京都粟田口の青蓮院から卷六の零本を発見され、その翌年に大陸の金蔵中から、卷一～卷五、卷八、の断欠刊本がみいだされたことは、古逸禪籍の発見として、当時の大きな話題であった。常盤博士は、青蓮院本は円仁の送進本からの謄写で、平安朝末期の筆写と推定されている。一

方、金蔵本には刊記こそみられぬものの、金蔵そのものは一四九〇八〇ごろの開彫とされる。⁽¹¹⁾したがつて、現存本はいずれも十一世紀から十二世紀ごろにかけての古文献であり、現存禪籍としては敦煌文獻を別として、比較的に古い部類に属する。

現存本全体の構成を、卷別に仏祖名で示すと、左記のとおりである。

卷一 祝尊・摩訶迦葉 各章

卷二 阿難・商那和修・優波毘多・提多迦・弥遮迦・婆須蜜・仏陀難提 各章

卷三 伏駄蜜多・脇尊者・富那夜奢・馬鳴菩薩・毗羅尊者・竜樹菩薩・迦那提婆・羅睺羅多・僧伽難提 各章

卷四 伽耶舍多・鳩摩羅多・闍夜多・婆修盤頭・摩拏羅各章

卷五 摩拏羅（続）・鶴勒尊者・師子比丘 各章

卷六 婆舍斯多・不如密多 各章

卷八 菩提達摩・慧可・僧璨 各章

右の現存部分の所蔵者は、すでにのべたとおり、左記のごとくである。

卷一～卷五、卷八……金蔵（刊本）

卷六………青蓮院（写本）

なお、金蔵本の現存状況は不詳であるが、民国二十四年（一九

三五）に金蔵中の珍籍四七種が、『宋蔵遺珍』一二〇冊として上海から影印刊行され、さらにその再複製本が一九七八年に台湾から刊行されている。これらの影印本は、かつて常盤博士が『宝林伝の研究』（一九三四年刊）中に影印公開された青蓮院本の卷六をも翻刻し、現存部分のすべてが公開されている。別に昭和三四年（一九五九）には、花園大学出版部から『宋蔵遺珍』本にもとづく油印がなされ、一九七五年には中文出版の『禪學叢書』之五の中に、同じく影印が収められるなど、『宝林伝』の研究にとって、斯界を大きく裨益している。

しかしながら、その反面、本書は断欠部分の多いことが、最大の欠点であることはいうまでもない。いま、その欠巻・欠紙の部分を示すと次のとくである。なお、『宋蔵遺珍』の編者が注記する欠紙数は厳密を欠くので、ここでは正しい行数で示す。

卷一 首部八〇行欠、及び首部に近く三六行欠

卷二 全巻欠（現存本は『聖胄集』による補充）

卷三 首部二行半欠、及び首部に近く九行半欠

卷五 首部二五行半欠

卷七 全巻欠

卷九 全巻欠

卷十 全巻欠

こうした断欠本の場合、注目すべきは、逸文の存在である。断欠部分からの引文は、『逸文』として珍重される。この点、『宝林伝』の逸文については、従来、常盤博士により『義楚六帖』中のものが指摘され、また、柳田聖山氏により、『北山録』^[注]『祖庭事苑』『西渓叢語』の中のものが指摘されていた。^[13]量的には寥々たるものながら、いずれも貴重な逸文にほかならない。

さきごろ、筆者もまた『景德伝燈抄録』なる古写本の中に、『宝林伝』が比較的豊富に引かれ、特にその巻九と巻十からの部分が少なからぬことに着目し、その概要をすでに紹介した。^[14]しかし、紙幅の都合により、逸文全般については論述できなかつたので、小稿においては、あえて先学が指摘された逸文に、筆者のみいだしたものと合して、現段階における『宝林伝』の逸文を集成し、その一々についての基礎的な検討をくわえておきたいと思う。もって、初期禪宗史の分野の解明にとって、いく分なりとも資するところがあれば幸甚である。

二、逸文の所在文献

前述のごとく、『宝林伝』を引用し関説する文献は、唐末から宋代にかけてけつして少なくはない。しかし、明確に引用という形で、その原文を提供する現存文献は、かならずし

も多くはない。ましてや、逸文に限定すれば、その所存文献としては、目下のところ左の五種の書があげられるにすぎない。

- ①『義楚六帖』（九五四成立）
- ②『北山録〔注〕』（一〇一一以後成立）
- ③『祖庭事苑』（一一〇八成立）
- ④『西渓叢語』（一一五〇頃成立）
- ⑤『景德伝燈錄抄註』（『景德伝燈抄錄』）（一三一六以後成立）

引用文が、資料的に貴重な逸文であるといえるためには、これらの所在文献に対する正確な書誌的理解を前提としなければならない。したがって、以下においては、従来一般に知られていないにもかかわらず、逸文の所在文献としては最も重要な⑤の紹介を中心として、右の五文献についての書誌的な概説をくわえておきたい。

まず、①の『義楚六帖』は、『釡氏六帖』とも称し、普通は編者の名を冠して呼ばれる仏教百科事書二四卷として知られる。義楚（九〇二—九七五）は、『宋高僧伝』卷七の「宋齊州開元寺義楚伝」¹⁵によつて知られる。相州安陽（河南省彰德府安陽県）の人で、『俱舍論』にすぐれ、大藏經を閲覧すること三遍ののち、白居易の『六帖』を模して本書を編集した。本書は、仏教のあらゆる語句項目を五〇部四四〇門に分ち、実に五千余の典籍中からこれに抜抄援引して編した大著である。

本書の『宝林伝』への関説は、卷六の「譏異説第十」の文中、慧宝による割注の部分に数回みられるが、直接の引文は一ヵ所のみである。慧宝は、玄武県（四川省潼川州中江县）の

後晋の開運二年（九四五）から周の顯徳元年（九五五）までの、一〇年間を要して成つたという。

『宝林伝』からの引文としては、卷第二の道門帰崇の項に「諸聖應化」の語の注として、釡尊から東土六祖にいたる仏祖の入滅年代を引くものが、もつとも注目される。義楚と禅宗との関係は不詳であるが、彼が禪宗における西天・東土の列伝体の書として、『宝林伝』を好箇の書とみていた証左であろう。また、卷一八から卷一九にかけての六祖章からの引文三点は、他にまつたく知られぬ逸文である。かくて、義楚は『宝林伝』の完本をみていたものと思量される。

②の『北山録〔注〕』は、唐代に梓州慧義寺の神清が著わした『北山録』一〇卷に対し、北宋期に慧寶が注を付した一書である。大正藏卷五一に収めるものの底本は、民国初年に発見された二種の宋版を影印した四冊本である。本書は、儒道二教が仏教に帰すべきことを説く、仏教側からの三教融和論といえる。神清の伝は明確を欠くが、八世紀から九世紀にかけての学匠で、当時、劔南道で一派をなしていた淨衆寺神会の禪門に学んだこともあり、『北山録』の成立は九世紀初頭と推考される。¹⁶

人で、草玄亭沙門と称し、『玉谿新稟』四〇卷、『三国簡要志』など多数の著述をなしたといわれる。⁽¹⁷⁾『景德伝燈錄』(一〇一以後刊)を引くところから、北宋期の人と思われる。禅門との交渉は不詳であるが、右の割注をみるかぎりでは、かなりの造詣のほどが知られる。

(3)の『祖庭事苑』八巻は、大觀二年(一一〇八)に睦庵善郷が著わした禪書である。雲門・雪賣・法眼など六禪匠の語録と、『八方珠玉集』など四種の禪籍から、およそ二、四〇〇項目の語句一々に対して、詳細な解説をくわえている。したがつて、禪籍解読のためのみならず、宋代禪籍の原型を知る上でも貴重な文献といえる。

『宝林伝』に対する本書の関説は、数カ所にみられるが、直接の引文や要旨は、「曹溪」(巻一)、「張行滿」(巻六)、「弁服式」(巻八)、という三つの語句に対するもの三点が指摘される。⁽¹⁸⁾睦庵は僧伝に未見の人で、その伝記は東越(福建省)の出身であることはほかは不明である。ただ、『祖庭事苑』が注釈する六種の語録は、『風穴衆吼集』をのぞくほかは、いずれも法眼・雲門両宗のそれであるから、睦庵はこれらの系統に親しかつた禅者とみてよい。

(4)の『西溪叢語』三巻は、姚寛による撰述書である。姚寛は、『宋史翼』に略伝があり、姚舜明の子で、官は権尚書戸部員外郎、枢密院編集官である。工芸や文章をよくし、西溪、

居士と号した。著書は二〇〇巻余といわれる。没年は不明であるが、父の舜明は剡(浙江省紹興府嵊県)の人で、政和年中(一一一八)の官史とされるから、姚寛は十二世紀中葉ごろの人とみられる。⁽¹⁹⁾

本書は、多く典籍の異同を考証した書として珍重される。

『学津討原』所収本が精正であるという。⁽²⁰⁾『宝林伝』からの引文は、巻上に一ヵ所みられるのみであるが、六祖慧能の嗣法相承の典拠として、唐の李舟作『能大師伝』や『景德伝燈錄』などの記事を引き、かかるのちに「按宝林伝」として、道信・弘忍・慧能に關する各記事を所録している。また、その末尾に「伝後題云」として引く一文が『宝林伝』の跋文を意味するとすれば、『能大師伝』の引文とともに、貴重な逸文の提供ということになろう。ただし、これらの引文は、いざれも文体から推して、原文からの忠実な引用ではなく、むしろその要旨を記載するものと思われる。姚寛と禪門との關係は不明であるが、十二世紀の中ごろは、まだ『宝林伝』が浙江あたりに伝存していたことが知られる。

さて、(5)は『景德伝燈錄』の注解書であるが、異本により、松ヶ岡文庫本は『景德伝燈錄抄註』、駒大本は『景德伝燈抄錄』なる書名を、それぞれ有している。ここでは、しばらく統一書名として、松ヶ岡本の『抄註』によつて呼ぶことにする。本書は、さらに無題の六地藏寺(茨城県)所蔵本をく

わえた三本の異本が現在知られるが、いずれも零本であり、三本を合しても、なお完本とはならない。筆者は、かつて本書の概要を公にしたが、その際は松ヶ岡本・六地蔵寺本の二本のみを対象とするものであった。

しかるに、最近、駒大に一二冊の古鈔本が所蔵され、資料的に一段と大きな価値をもつことを知ることができた。まず、

これら三本の異本について、ここで必要な諸点のみを対照しておこう。

駒 大 本	松 ケ 岡 本	六 地 蔵 寺 本
表 順 題		
筆 蹟	景徳伝燈抄録 室町期、一手	景徳伝燈錄抄註 室町末～江所初頃、二手
冊 残 存 卷 教		
一二冊断欠本	零一冊	室町初頃、一手
一、三(首尾欠)、 四七八、一一、 一三、一五二〇、 二八、三〇、 跋等	九一三(尾欠)	

のが注目される。

a、寄李惟書 楊億撰

b、後序 劉斐撰

c、跋 魏王撰

d、跋 鄭昂撰

e、疏 宏智撰

f、後序 (不明)

右の諸記のうち、a b d e は、元代の延祐本を承ける大正蔵経本『景德伝燈錄』の巻末に有するものと同じであるが、c と f の二つは從来まったく知られない。このうち、f は短文で撰者も不明であるが、c は資料的にも貴重であるから、次にその全文をあげておく。

駒大本は、第八冊目の題簽に「景德伝燈抄録」と墨書されるほかは、内題・尾題などはみられない。また、各冊第一紙表に「小汀氏藏書」の蔵書印があり、もと小汀文庫の所蔵であつたことが知られる。また、扉裏には本文と同手で、「種

皇子魏王跋

噫嘻、道原之作、其有得於吾子思楊雄之意欲、

二子語道

月寺常住」の墨書が多くみられる。種月寺とは、室町初期における曹洞宗の碩学、南英謙宗（一三八七～一四六〇）が開創した越後の名刹、種月寺（新潟県西蒲原郡岩室村）ではないかと推定される。もしそうであれば、本書の流傳のみならず、洞門の学問史の上にとって、本書は興味ある検討課題を投するものであろう。

駒大本は断欠本ながら、さいわいにも巻末が完全であり、この部分に次の順序で『伝燈錄』の跋文等の諸記がみられる

之伝則曰、自堯舜至孔子子思孟軻氏、言道之用則曰君子之道閑然而日章、又曰、聖人之道、猶月中、公余稍休、比因取此集、——此集者、燈錄是也。傳鑒後學、所依異於吾儒之教者幾希、惜非——訛舛既多、遂載加讎校、山曰、校勘也。淳熙六年、

右の文は、注を付すべき語句の抄出であるため、不明な箇所が少くないが、この跋は淳熙六年（一一七九）に魏王が『伝燈錄』に讎校をくわえた際の一文なることは明らかである。つまり、この年に『伝燈錄』が重刊されたことを示すものであろう。とすれば、同年に魏王は『宗門統要集』にも跋を寄せて重刊に尽力しており、さらにその二年前の淳熙二年（22）には、曹洞宗の雪竇智鑑を請して香山に任せしめていること（23）に注意したい。孝宗の皇子魏王が、『伝燈錄』三〇卷と『統要集』一〇卷という当代禅門の代表的禅籍の流布をはじめ、一連の禅門に対し示すこのような強い関心は、南宋禅林にとつても特筆大記すべきことであろう。ともあれ、駒大本『抄録』は、從来まつたく未知の宋版『伝燈錄』を底本とした注解なることが知られる。

ところで、これらの三本の『伝燈錄』の注解書は、本来の書名も撰者も不明である。撰者については、かつて筆者は、一山一寧の学系の者ならんと推定しておいた。しかるにここに、江戸中期の学匠、無著道忠（一六五三—一七四四）の著作、『伝燈錄抄』なる筆写本が、京都大学図書館に所蔵されてい

る。本書は、『伝燈錄』の巻首から巻三にいたる部分の注解書一冊であり、あたかも前掲の松ヶ岡文庫本『抄註』と構成を等しくするが、内容的にはまったく別本である。

注目すべきは、本書にも『宝林伝』の引文が存することである。しかも、これらを精査すると、道忠本『抄』が引く『宝林伝』は、『抄註』におけるそれと同一部分であり、まったく同一語か、またはその抄文にほかなりない。少なくとも、道忠本のみに特有の『宝林伝』の引文は存在しない。いつたい、この書には、道忠が語句の典拠として引く多くの引文中、『抄註』に存するものが少くない。こうした事実は、道忠は本書を撰するにあたって、『抄註』を重要な参考資料としたことが推定されるのである。

道忠は、かの大著、『禪林象器箋』二〇卷を撰述するに際して用いた「援用書目録」を、その巻首に置く。われわれは、ここに挙げられている七七〇種におよぶ内外の典籍中、禪史の部にみえる

伝燈 一山解

という五字に、いちじるしく注目される。『象器箋』の中に、『伝燈錄』の典拠とともに、しばしば「一山曰」として引かれる文が、この書からのものであろう。あたかも、『抄註』には「一山曰」として引く引文が頻出する。かくして、道忠が用いた「伝燈 一山解」こそは、『抄註』そのものではな

かつたであろうか。

一山一寧（一二四八—一二七）には、『五灯会元抄』の著作が存したとされるが、⁽²⁴⁾『伝燈錄』の注解書については伝えられない。また、『抄註』において、『伝燈錄』の延祐三年（一二六）刊の元版を“新本”と称しているところから、『抄註』を一山その人の著作とみることは年代的に苦しい。おそらくは、その門下の者による作であろう。しかし、『抄註』の古抄異本がすでに三種も発見されたにもかかわらず、

一山の『解』なる書はみいだされぬ。また、道忠本との関係が右のことくであることを考慮すれば、少なくとも、道忠は『抄註』を一山一寧の『伝燈錄解』そのものとみていた、と推定しておきたい。

撰者はともあれ、この『抄註』は、駒大本の現存分量（一冊、約六〇〇紙）から推して、元来は厖大な著作であつたことを知る。そこに抄典として引かれる内外の書は、優に二〇〇種に余る。就中、西天諸祖・東土六祖の部分の注としては、『宝林伝』が頻繁に引かれる。写誤は若干みられるが、その引用態度は、きわめて原文に忠実である。

しかるに、『宝林伝』巻二からの引文は、現存金蔵本における該当箇所とは大きく異なることが注意されるのである。その理由は、元来、金蔵本の巻二が『聖胄集』（八九〇）による補充であることによるからであろう。つまり、巻二から引

文は、完全に『宝林伝』の逸文にほかならぬことになろう。したがつて、『抄註』の撰者は金蔵本を知らぬ。では、その引文底本は青蓮院本であろうか。答えは否である。青蓮院本の現存卷六の部分と対応する引文を比較すると、これまた字句にかなりの差異が認められるからである。一例として、婆舍斯多章の首部を両者対照してみよう。（句読点、傍点筆者）

青蓮院本

『抄註』引文

爾時、婆舍斯多者、罽賓国人也。姓婆羅門、

父名寂行、母号常安樂。於夜夢中、見一神人、手執寶劍、內外明徹、斷無瑕翳。此神人者、以手度劍、付常安樂云、汝善保護、勿令有損。夢覺、即如有孕。其身如風、常有異香、遍滿宅舍。

（宝林伝曰。）母号常安樂。於夜夢中、見一神人、手執寶劍、內外明徹、斷無瑕翳。此神人者、以手度劍、付常安樂云、汝保護、勿令有損。於此夢覺、即知有孕。其身如風、無所妨碍、心自安樂、亦不憂悶。_云

文は一長一短であり、いすれがオリジナルなものか、にわかに決し難いが、青蓮院本には脱文があるようである。ともあれ、『抄註』所引の『宝林伝』は、金蔵本・青蓮院本のいずれとも異なる。引文は全一〇卷の各卷にわたるから、『抄註』の撰者は、まったく別箇の『宝林伝』の完本を用いていることはたしかである。それは筆写本であろうが、鎌倉期に

一山などの渡来僧によつて将来されたものか、はたまた、古代から別本が伝來していたものか、本邦における『宝林伝』の流傳をめぐる大きな謎といえよう。

かくして、『抄註』の出現により、『宝林伝』の逸文は、質量ともに厚みを増すこととなつた。とりわけ、駒大本における六祖とその弟子の章からの引文は、逸文中の白眉といつてよく、資料的な価値は大きいであろう。以下、前記五種の所

在文献により、これらの逸文を整理編集しておきたい。

三、『宝林伝』の逸文

凡例

「」には『宝林伝』の断欠部分における逸文を集め、これを『宝林伝』の原文に存したと推定される順序にしたがつて排列した。

二、個々の逸文には便宜上ナンバーを付し、本文には句読点を付した。

三、逸文の典拠は各文末の（）の中に明示した。典拠の底本と略号は次の通りである。

(一)『義楚六帖』

延宝三年刊、二四卷一二冊本（駒大図書館

蔵）

(二)『北山録〔注〕』……大正蔵経、第五二卷所収本

（四）

(三)『祖庭事苑』……南北朝刊五山版、八卷二冊本（駒大図書館

蔵）

(四)『西溪叢語』……明、嘉靖元年（一五二一）刊『学津討原』

（卷第二）

（阿難章）

① 宝林伝、毘舍離王、亦敵四兵、在恒河側。云々（四）、第一冊、卷一、49b)

② 宝林伝、夙輪奮迅三昧。「入夙輪奮迅三昧」（同、51b）

③ 宝林伝、除竜字。「一分奉毘舍離王」（同、52a）

④ 阿難入滅、周第十帝厲王十二年癸巳歳。（五）卷一、47b）

（商那和修章）

⑤ 宝林伝、……訖名商諾迦、是西天自然九枝秀草名也。此

商諾迦、身有自然衣、隨身而長。於後出家之時、化為九

条。彼國秀草、自於淨地而生、若有羅漢出世、化為九枝。和脩出家、胎衣化為九条、以將喻。（四、卷一、52b）

- (6) 宝林伝曰、和修知諸仙衆而生輕慢、即擧右手二指、点其虛空、便下香乳、如高須弥、疾降甘露。魏多合掌、心復不決、欲問其師、候言方便、未敢疑語。和修告曰、汝識此不。魏多曰、未能決了。和修曰、汝重觀察、試弁此瑞。魏多即入三昧、深不能了。乃却出定、從容威儀、而問師曰、此香乳相是三昧。和修曰、知汝非弁、如此瑞相、名竜奮迅三昧。如是次第、五百三昧、問汝名号、悉不能知。魏多曰、我上所得、尽從師受、唯此三昧、我所能了知。和修告曰、如來三昧、辟支不識、辟支三昧、羅漢不識。吾師阿難三昧、我亦不識、我今三昧、汝亦不識。云々(同、53b～54a)
- (7) 和修入滅、周第十一帝宣王二十三年乙未歲。(55、卷1、47b)
- (優婆魏多章)
- (8) 宝林伝曰、賢劫之内、當得作仏、號無相好如來。云々(56、卷1、54b)
- (9) 魏多入滅、周第十三帝平王三十一年庚子。(56、卷1、47b)
- (提多迦章)
- (10) 提多迦、此云通真。入滅、周十五帝莊王七年己丑歲。(同)
- (11) 弥遮迦入滅、周第十八主襄王十七年甲申。(同)
- (婆須蜜章)
- (12) 婆須蜜、周第二十一帝定王第十九年辛未入滅。(同)
- (仏陀難提章)
- (13) 宝林伝云、頂上有珠、珠光時照。云々(57、卷1、62b)
- (14) 仏陀難提、周二十四帝景王十二年丙寅入滅。(57、卷1、47b～48a)
- (卷第三)
- (伏駄蜜多章)
- (15) 宝林第三、不言不行、於此理中、而有二表。口無言語、而表空寂、脚不行履、法無去來。(58、卷1、63a～b)
- (卷第五)
- (鶴勒那章)
- (16) 宝林伝云、幢有一金幢、所有人衆、心有求者、悉皆得遂。幢上有字、以銀作之、名為七仏真幡。彼千勝長者、為無男女、至于此幢、而設供養。乃稽首曰、稽首七仏師、我今求因縁、為無子息故、從尊匱一子。云々(59、卷1、91a)
- (卷第七)
- (般若多羅章)
- (17) 宝林伝云、月淨多羅、常好閑靜、心念仏法、而生敬順。(60、卷1、101b)
- (弥遮迦章)

- (18) 功德多羅、常好入定、心念福業、而生利益。(同)
- (19) 宝林伝曰、要仮智珠、而弁世珠。^{「俗イ}要仮法寶、以明世寶。(同)
- (20) 宝林伝、尓時、達磨者梵名也。此云果通量也。亦云大也。(同、104a)
- (21) 宝林伝、汝至彼國、勿南方住、何以故。為彼天人、不見
仏理、好作有為、而愛功德。(同、104b)
- (22) 宝林伝、久作九。^{「一株嬾桂久昌昌」}(同、105a)
- (23) 宝林伝曰、此三藏、於後秦弘始三年辛酉丑之歲至長安、
大行小乘禪觀。^{「云」}(同、106a)
- (24) 宝林伝、耶作之。「一切諸相而不互者若明實相当何定耶」
(同、107a)
- (25) 宝林伝、說作定。「我言不定說諸相」(同)
- (26) 宝林伝第七、尓時、薩婆羅、聞師所同、心即玄解。即於
座上、以手指空曰、此世有相。^{「云」}(同、107b)
- (27) 宝林伝云、誰明無故。(同、108b)
- (28) 宝林伝云、一二俱破、何言依願。(同)
- (29) 宝林伝云、有一王、是月淨多羅之子、名曰異見、心不信
仏云、我上祖、皆被魔魅、我今所作、不同一切。也不須
道、梵志等輩、亦不好菩提。多羅苗裔、廣作留難、不通
一切。所有眷屬、曾親善者、不與見云、我見是仏、何處
求仏。云。^{「云」}(同、109b)
- (30) 宝林伝云、此宗勝者、雖有機辯、而無福德、漸欲輪王、
汝可往彼、而化導之。(同、110b)
- (31) 宝林伝云、王問宗勝、我有正道、定狀邪法。汝有正法、
定伏魔不。尓時宗勝、欲擬答問、忽与大王、俱在殿上、
同覩波羅提尊者、各忘問答。尔時大王、問乘雲者曰、汝
為是邪是正、云。^{「云」}(同)
- (32) 宝林伝、香作氣。「処世……在鼻辯香」(同、111a)
- (33) 宝林伝、運作雲。「在足運奔」(同)
- (34) 宝林伝、……為不生珍敬。「所見諸賢等未嘗生珍敬」(同、
111b)
- (35) 宝林伝、吾當不久、三回之歲、到彼即廻。(同、113a)
- (36) 宝林伝曰、當此土宋第五主武帝孝建四年丁酉之歲、入涅
槃。(同、102b)
- (37) 按宝林伝、第三十一祖道信大師、姓司馬氏。本居河南、
還於蘄州、廣濟而生。隋開皇中、從璨大師受業。(西、卷
上、30a)
- (38) 宝林伝、之至於吉州、遇賊曹武衛等、圍城絆七十余日。
大師乃誘導曰、須念摩訶般若波羅蜜。武衛等遙見城頭、
有數千神人、各長一丈、自穿金甲。^{「云」}(西、第二冊、卷
三、29a)

(39) 至唐武徳七年甲申歳、往蘄州破頭山。至真觀中、方改為
双峯山。(西、卷上、30a)

(40) 宝林伝云、……道信大師、唐高宗永徽三年庚戌歳閏九月
四日滅。(西、卷二、48b)

(弘忍草)

(41) 第三十二祖宏忍、七歳出家、事信。(西、卷上、30a)

(42) 宝林伝第九、父行瑨、唐武徳三年九月十五日、貶于新
州、降為百姓。父至新州、得二十一年、身已亡沒。^ノ
(西、第四冊、卷五、1a)

(43) 宝林伝、使往至於韶州、忽遇一人、名曰志略、姓劉、
能結義為兄弟。能、時年三十一、即當咸亨元年戊辰之歲。
此劉志略有姑、出家在於本舍、名無尽藏。^ノ
(同、1b)

(44) 宝林伝云、……弘忍、高宗二十四年二月二十六日壬申、
至代宗謚号大滿禪師法雨之塔。(西、卷二、48b)

(卷第十)
(慧能草)

(45) 宝林伝第十、此宝林寺者、昔梁天鑒元年壬午之歲、有中
天竺國那蘭院^(陀力)寺僧、智藥三藏之所建也。(西、第四冊、卷

五、1b～2a)

(46) 能大師伝法衣處、在曹溪宝林寺。宝林後枕双峯。咸淳^(亨九)

中、有晉武侯元孫曹叔良者、住在双峯山宝林寺左、時人

呼為双峯曹侯溪。至儀鳳中、叔良惠地于大師。自開元天
寶大歷以來、時人乃号六祖、為双峯和尚。天監二年、韶
陽太守侯敬中、奉請為宝林寺。唐中宗改中興寺、神竜
中、改為広果。開元中、改為建興、上元中、改國寧。

(西、卷上、30a～b)

(47) 宝林伝、唐儀鳳中、居人曹叔良施地、六祖大師居之。地
有双峯大溪、因曹侯之姓曰曹溪。(西、乾、卷一、2a)

(48) 宝林伝云、五祖付信衣、密与慧能行者、□走避路、野息
至南海、遇印宗法師、方為剃髮也。(西、卷六、夾註、T.
52-612c)

(49) 宝林伝云壬申之歲。〔正月八日屈南海〕(西、第四冊、卷五、
2b)

(50) 宝林伝、大師表云、

积迦沙門惠能言、惠能生白偏方、長而慕道。叨承忍大
師、付嘱如來心印、伝西国衣鉢、授東土仏心。伏奉
天恩、發中使薛簡、詔惠能入内、惠能久处山林、年邁
風疾。陛下、德包物外、道貫万邦、育養蒼生、仁慈黎
庶、恩旨弥天、欽崇积門。恕惠能居山養疾、修持道
業。上答皇恩、下及諸王太子、謹奉表陳謝以聞。积
迦沙門惠能、頓首謹言。(同、4a)

(51) 宝林伝、明明無尽。(同、4b)

(52) 宝林伝、至神龍三年十一月十八日、勅下韶州百姓、可修

大師中興寺仏殿。及大師房、經房、賜額為法泉寺。(同、5
a)

(53) 宝林伝云、六祖住曹溪法泉兩寺。法泉寺有師子國王五色

蓮花數株。(㊱、第九冊、卷一八、41a)

(54) 宝林伝、皆一直心、即是道場、即是淨土。(㊱、卷五、5
b)

(55) 宝林伝云、……惠能、先天二年癸丑十一月十三日入滅。

塔在番禺。(㊱、第一冊、卷二、48b)

(56) 宝林伝、開元二年甲寅之歲、有能大師之高足曰崇一、請
前韶州刺史兼御史兼御史中丞韋公名拏、撰大師碑文、今
現在廣果寺。略曰、

原夫、正覺圓明、非同異於三界、真如_{淨性}、不背忘於六
入。故涅槃無相、而常住而無住、般若無生、而常生於
寂滅。至如三千法界、八万法門、並諸仏應機、如來利
見、傍詣像教、近取諸身。不出言語之端、遂溺文章之
口、大朴交喪、能仁且施、下士撫掌而莫帰、中人流遯
而忘返。自非大悲潛運、妙垂意生、乘莫二之真心、吐
不一之殊教。則何以紹隆三寶、匡治四生、拯幽鍵之
一類、嗣真乘之再細。

大師、諱惠能。俗姓盧氏。先祖徙、為新州新興人也。
終未詳其根矣。~
其調略曰、

惠燈誰嗣、衣法相伝、龕扇逐日、松肆留烟。海水号從
減、青山号幾年、真如号惠範、匝地号包天。~(㊱、

第四冊、卷五、6b~7a)

(57) 宝林伝云、唐言第一布、紡木綿華心為之。即達磨所傳之

衣七条也。碧裏、自師子尊者伝与。(㊱、第一冊、卷二
二、37b)

(58) 宝林伝、六祖大師將欲入滅、乃謂衆曰、吾沒後、當有人

竊取吾首。聽吾記云、

頭上養親、口裏須餐、遇滿之難、楊柳為官。

門人慮之、預以鐵葉、固護師頸。至開元間、夜半聞塔中
拽鐵聲。衆驚起見、一孝子從塔中出。尋見師頸有傷、具
以事聞有司。縣令楊況、刺史柳無添、於石角村捕得之、
因劾問。乃謂吏曰、姓張氏、名行滿、汝州梁縣人、受洪
州開元寺新羅僧、金大悲、錢二千千、欲取祖師首、歸
海東供養。柳守聞之、因知祖識之驗、遂赦張氏、而加敬
焉。(㊱、坤、卷六、7b)

(59) 宝林伝、開元十一年癸亥之歲。~(開元十年壬戌八月
三日夜半忽聞塔中如拽鐵索声)(㊱、卷五、7b)

(60) 宝林云、劉作楊。「令遣鎮國大將軍劉崇景頂戴而送」(同、
8a)

(61) 宝林云伝、貞元二年冬十一月二十二日早晨、於六祖塔前柏
樹、如飴連珠三年。又連十余日。(㊱、第一〇冊、卷一九、

18 b)

(南岳懷讓章)

⑥2 宝林伝第十、懷讓、金州人也。俗姓杜氏。初生之日、有六道白氣、應於上象。時儀鳳二年癸酉之歲四月八日生。

感此瑞氣、太史瞻見秦高宗。帝曰、於天下何如。太史曰、國之法寶、非染俗貴、在于安康、金州分野。時、金州大守韓偕、具錄聞奏。帝曰、僧瑞冥加善、慶勑韓偕。親往存毓、厚賜安慰。時、杜氏、名曰光奇、家有三子。其應瑞生者、年至五歲、炳然殊異、心懷恩讓、不與物競。父母、号之名讓子。年至十歲、唯愛仏經。時有三藏玄靜、過舍告光抄曰、此子出家之後、當契上乘、會于仏理。自三藏記後、至垂拱四年丁亥之歲、以十五拜辭父母、而往荊州玉泉寺、事弘景律師。經于八載、名曰懷讓。至通天元年丙申之歲四月十二日、於當寺受戒。至久視元年庚子之歲七月十八日、復自歎言、夫出家者、為無為法。[~] (同、第四冊、卷五、17 a)

⑥3 宝林伝、勝作過。「夫出家者為無為法」(同)

⑥4 宝林伝、時有坦然禪師、覩讓嗟歎、及命讓遊嵩山覩安禪師。問曰、汝何至此。讓曰、礼拜和尚。師曰、汝須蜜作用。讓曰、何者是蜜作用。安更不言、閉眼合眼。讓於言下、豁然契合。(同、17 b)

⑥5 宝林伝、乃往曹溪、依近能大師、凡經⁽¹⁾一十三歲。至景

雲二年辛亥之歲、拜辭大師、南遊羅浮、并教化鐘銅。至二年二月十六日、再覲大師。[~] (同) 謂在師左右、復經二載、能事畢矣。[~] (同)

⑥6 宝林伝云、……二年甲寅之歲。〔開元中〕(同、18 a)

⑥7 宝林伝、若學坐仏、仏非坐臥。若學坐禪、禪非定相。(同) 宝林伝、如何用心、即合禪定無相三昧。讓曰、汝若學無相三昧、猶如下種。(同)

⑥8 宝林云伝、猶如法身。(同、18 b)

(永嘉玄覺章)

⑥9 宝林伝、玄作寶。〔溫州永嘉玄覺禪師諡無相大師〕(同)
(司空本淨章)

⑦0 宝林伝、以開元二十八年庚辰之歲制度、住洪州竜興寺。年登二十、於東京福先寺受戒。至天寶三歲、勅詔赴京師、與異宗弁士、對御談論。往反詰問、悉獲殊勝。(同、27 b)

(曹溪令韜章)

⑦1 宝林伝第十、四、昔能大師弟子、名曰行韜。為能大師父名行韜、遂改其名令韜也。(同、30 a)

⑦2 宝林伝、至上元元年己亥之歲三月八日、肅宗詔下、請赴京師託海隅、亦不赴命。至二年正月十七日滅度、春秋九十三矣。(同)

(南陽慧忠章)

74 宝林伝、肅宗発中使孫朝進、宣詔曰、天子欽之、揮

為國師。(同)

75 宝林伝、越州諸監人也。〔越州諸暨人也〕(同)

(荷沢神会章)

76 宝林伝、聖曆元年、礼觀六祖、(同、33b)

(石頭希遷章)

77 宝林伝第十、六人門人、前第二、吉州司禪師、下有一

人、名希遷。俗姓陳氏。瑞州高安縣人也。以天寶初、住南岳寺。寺東有石、如台。乃居其上、勝絕矣。巒下処處焉、遠近參崇。時人号、為石頭和尚。至貞元十年庚午之歲十二月二十六日、滅度。春秋九十七矣。(同、16a)

78 宝林伝、辰作申。〔庚辰〕(同、16b)

(馬祖道一章)

79 宝林伝云、大師至性慈慤、其環偉。頸有一約、足有一

輪。說法住世、四十年矣。(同、第四冊、卷六、1a)

(跋文)

80 伝後題云、安南越記、晉初、南方不賓、勅授恒山立曹

溪、為鎮界將軍兼知平南總管。晉室、復後封曹侯、為異

姓王、居石角双峯二嶠之間。自儀鳳二年、叔良惠地於大

師、願陪貴寺。方呼為双峯曹侯大師也。(西、卷上、30b)

四、逸文の研究

前章に掲げたとく、『宝林伝』の逸文は八〇条にのぼる。もつとも、そのすべてが純然たる原文のままでなく、中には要旨や校注の類も含まれる。しかし、原本にいかなる記事が存したかを知るための資料としては、原文同等の価値をもつ。以下、右の八〇条の逸文箇々について、資料的面を中心にして、掲載順に論述してみたい。

まず、①から⑭までは、『宝林伝』卷二の逸文である。現存本のそれと異なることは、すでに述べた。したがって、この部分は、『宝林伝』と『聖胄集』の該当部分が、どの程度の相違を示すかを知らしめる点で、資料的な意味をもつ。その一例として、いま⑥の逸文と『聖胄集』の該当箇所を対照して、その差異のほどを示しておこう。

宝林伝(逸文)

和修知諸仙衆而生輕慢、即拳右手二指、點其虛空、便下香乳、如高須弥、疾降甘露。

魏多合掌、心復不決、欲問其師、候言方便、未敢疑語。

和修告曰、汝識此不。魏多曰、不識。和修曰、汝審諦観、未能決了。和修曰、汝重觀察、試弁此瑞。魏多即入三昧、深不

聖胄集

和修知諸孫衆輕扶不悛、即拳右手二指、點其虛空、俄降白乳、如膏尋時、又降甘露。

和修語魏多曰、汝識此否。魏多曰、不識。和修曰、汝審諦観、是何祥瑞。魏多即入三昧、觀察

能了。乃却出定、從容威儀、而問師曰、此香乳相是三昧。

和修曰、知汝非弁、如此瑞相、

名竜奮迅三昧、如是次第、五百

三昧、問汝名号、悉不能知。魏

多曰、我上所得、尽從師受、唯

此三昧、我非能了知。

和修告曰、如來三昧、辟支不

識。辟支三昧、羅漢不識。吾師

阿難三昧、我亦不識。我今三

昧、汝亦不識。云

了、不能知。乃出定整容、而問於師曰、是何三昧。

和修曰、此名竜奮迅三昧、如是

次第、有五百三昧、名号不同、汝曾知不。

魏多曰、我所得法、尽從師受、唯此三昧、未蒙師指引。

和修曰、如來三昧、菩薩不知。

菩薩三昧、辟支佛不知。辟支佛

三昧、羅漢不知。羅漢三昧、吾

師阿難不知。阿難三昧、我亦不

知。今我三昧、汝亦不知。

ニ、異見王の排仏を教化帰状……㉙～㉕

などである。なお、イに關しては、典拠の『抄註』は、㉒の記事に続き、『伝燈錄』における「復演八偈皆預識仏教隆替」の語句に注して、「宝林伝、具之」とあることによつても立証されよう。また、㉑にみえる異本との対校も注目される。

㉗～㉘は、卷九に存在したはずの、道信章からの逸文である。まず、㉗は道信章の首部にあつたものであろう。また、

㉙は、隋の大業三年（六一七）に吉州の城を賊が包囲すること七〇日、道信がこれを法力で退散せしめる際の記事で、『統高僧伝』（六四五）や『伝燈錄』にも所載されるが、賊の名を曹武衛となすのは本書のみである。

㉚は、後半部分のみは『抄註』にも引かれるが、破頭山が

たかも、『宝林伝』卷七は他の巻と異なり、ただ般若多羅ひとりの章から構成される。こうした事実は、この巻七が、いかに達磨の西天における機縁にみちみちていたかを知らしめるものであろう。

記事内容から、達磨の所伝中、『宝林伝』において、たしかに存在したことが明瞭となつた諸点をあげると、

イ、般若多羅から与えられた仏教東伝を予言する八つの讖

偈……㉒

ロ、仏大先や仏大勝多との関係……㉓

ハ、インドの六宗破斥……㉔～㉘

（15）は、卷三の首部、つまり西天第九祖伏駄密多章が、現存本で九行半を欠く部分の逸文である。引文が「宝林第三」として、その典拠を明示するのは貴重である。

（16）は、内容的に卷五の摩奴羅章中の一文であるが、現存本には見あたらず、首部二五行の欠文に該当する逸文と思われる。『伝燈錄』の中の「七仏金幢」の典拠として引く一文である。

（17）から（36）までは、現存本の欠く卷七般若多羅章の逸文であり、『抄註』のみにみいだされる。したがつて、『伝燈錄』の般若多羅章と対照することにより、これらの逸文の大半が菩提達磨のインドにおける機縁記事であることが知られる。あ

貞觀年中に双峯山と改称されたとする記事は他にみられぬものである。④〇もまた、同文が『抄註』に存する。しかし、道信の入滅年時については、『続高僧伝』や『伝燈錄』では「永徽二年閏」とあり、閏年はたしかに永徽二年であるから、この『宝林伝』の逸文が「永徽三年庚戌歲閏九月四日」となす記事は、もともと誤りであることが知られる。

④一～④四は、内容的に弘忍章からの引文とみられる。就中、④二は「宝林伝第九」とあり、卷九に六祖慧能の前半生の伝記が存したことを示す重要な逸文である。④三は、慧能と劉志略や無尽藏尼との関係をのべる記事であるが、資料的には『曹溪大師伝』を承けることが、次の対照によつて明瞭である。

曹溪大師伝	宝林伝(逸文)
与村人劉志略結義為兄弟。時春 秋三十。	忽遇一人、名曰志略、姓劉、與 能結義為兄弟。能、時年三十
略有姑、出家配山潤寺。名無尽 藏。 ⁽²⁶⁾	一、當咸亨元年戊辰之歲。 此劉志略有姑、出家在於本舍、 名無尽藏。 ⁽²⁷⁾

④四は弘忍の寂年等であるが、これには異説が多い。その中で、本逸文の記事は『祖堂集』卷二のものと同一で、他の諸資料とは大きく異なることが注目される。⁽²⁷⁾

④五から⑥一までは、卷十における六祖の本伝中からの逸文と

みるべきものである。④五が「第十」として引くのは、例により貴重である。記事内容は、曹溪宝林寺の創立に関する事項であるが、『曹溪大師伝』の記事を整理したものにほかならない。また、④六は同じく曹溪の地名の由来と、宝林寺の名称の変遷に関する記事である。④七は、これと重複しつつ、後半を異にしている。なお、『抄註』卷四の徑山道欽章には、④八の前半と同文の引用がみられるから、もともと④七が原文そのまで、④六の方がむしろ④七を含む前後の文からの要旨ではないかと推定される。

④八は、『北山錄〔注〕』に存する唯一の逸文である。しかし、六祖の伝記記事としては、時間的に長い期間の事項を、あまりにも圧縮せしめていた感を抱く。六祖は五祖より信衣を受け、南海制旨寺において印宗法師の涅槃經を講ずるのを聞き、風幡問答によつて六祖たることを表明してから剃髪におよぶのが、『宝林伝』に先行する『曹溪大師伝』や『歴代法寶記』(七七四)などの記述である。⁽²⁸⁾ したがつて、④八の記事は原文に忠実な引文ではなく、おそらくは要旨であろう。④九が、六祖が南海に到達した時の干支を明示することからも、それは傍証されよう。

④十は、六祖が唐朝から迎請を受け、これを固辞した際の上表文とされるものである。この文は、迎請の勅文とともに、従来は『曹溪大師伝』と『祖堂集』のみに存するところか

ら、後者は前者を承けるものとみなされていた。しかるに、

⑤〇の出現により、これらの三者を対照してみると、次のとお

りとなる。傍点は異なる文字である。

曹 溪 大 師 伝
宝 林 伝（卷十、逸文）
祖 堂 集（卷二）

韶州曹溪山釈迦惠能辭疾表

惠能、生自偏方、幼而慕道、叨為忍大師囑付
如來心印、伝西國衣鉢、授東土仏心。奉天恩
遣中使薛簡、召能入内。惠能久處山林、年邁
風疾。陛下德包物外、道貫萬民。育養蒼生、
仁慈黎庶。旨弘大教、欽崇釈門、恕惠能居山
養疾、修持道業。上答皇恩、下及諸王太子。
謹奉表。

釈迦惠能、頓首頓首。

釈迦沙門惠能言

惠能、生白偏方、長而慕道、叨承忍大師付、
如來心印、伝西國衣鉢、授東土仏心。伏奉
天恩、發中使薛簡、詔惠能入内。惠能久處山
年邁風疾。陛下德包物外、道貫萬邦。育
生、仁慈黎庶、恩旨弥天、欽崇釈門。恕惠能
居山養疾、修持道業。上答皇恩、下及諸王
太子、謹奉表陳謝以聞。

釈迦沙門惠能、頓首頓首謹言。

林伝』→『祖堂集』という影響関係が判明する。この関係は

また、六祖伝の隨処についてみられる傾向でもある。固辞の
上表文が存在したからには、迎請の勅文もまた『宝林伝』に
所載されていたことはいうまでもあるまい。なお、文中の
「天恩」や「皇恩」などの文字の前が一字あけられ、『抄註』
の撰者が原本を忠実に引いている態度がうかがわれる。

⑤〇は、中使薛簡の語である。したがつて、六祖と薛簡との
間の問答語句が、『宝林伝』にも存したことが知られる。ま

た、⑤〇の文はほとんど『曹溪大師伝』の語句そのままであ
る。これに対しても、⑤〇は他にまったく未見の記事として貴重

である。

⑤〇は、『祖堂集』以後の資料において、六祖が新州の国恩
寺を修復し、そこにおける説法語句とされるものの一部分で
ある。『祖堂集』とのみ、字句が完全に一致する。

⑤〇は、六祖の入滅年時であるが、従来の資料では、すべて
先天二年八月三日（伝法正宗記のみは八月三日）とあるのに対し
て、十一月十三日説をとるもので、唯一の異説ということにな
る。その真偽は、今後の検討課題であろう。

⑤〇は、六祖の滅後に韋拏が文を撰して碑石を立てたとい
う記事と、その碑文の一部である。六祖章の逸文中、最大の資

料価値を有するものといえよう。従来は、『神会語録』において、殿中丞韋拏が立石した六祖の碑文を、開元七年（七九）に北宗系の武平一が磨却したとのべるのをはじめ、『歷代法寶記』『曹渙大師伝』『六祖壇經（敦煌本）』などで閑説されながら、碑文そのものは伝えられていない。したがつて、建碑の史実性や碑文の製作は、いずれも疑問視されていたものである。⁽²⁹⁾

しかるに、逸文は、碑石が開元二年（七一四）、六祖門下の崇一により韶州広果寺に立石され、現存するとのべ、その碑文中、序文の全文、本文の冒頭、銘文の首部、をそれぞれ引く。文そのものは、さして資料的にみるべきものはないが、この逸文の出現により、『宝林伝』卷十には、韋拏の碑文の全文が存在したことを示す点で重要である。

⑤7は、伝衣に関する記事である。『祖庭事苑』卷八には、「弁服色」の注として、

禪家所服鱗衣。按宝林伝、達摩所伝屈胸衣、此云第一布、正青黒色。⁽³⁰⁾

とあるが、この文は『宝林伝』における、⑤7の記事のあたりからの要旨とみられよう。

⑤8と⑤9は、遷神入龕した六祖の遺体に対し、賊が頭を奪い去らんとする事件の記事である。六祖が生前にこれを予言する「頭上養親」以下の四言四句は、従来は『祖堂集』卷一八

の仰山章⁽³¹⁾のみで知られていたが、その典拠はまさに『宝林伝』であったことが判明する。

⑥0は、東土六祖の依衣が入内供養を受け、ふたたび曹渙宝林寺に帰された記事が、『宝林伝』に存したことを探る。記事は、これを詳述する『曹渙大師伝』にもとづくことを示唆する。また、⑥1は他にまったく知られぬ逸文である。

⑥2より⑦までは、六祖の弟子、南岳懷讓・永嘉玄覺・司空本淨・曹渙令韜・南陽慧忠・荷沢神会の六名、および、法孫の石頭希遷・馬祖道一の二名、の合計八名に関する記事で、いずれも『抄註』からの逸文である。いうまでもなく、これらの人々の伝記が『宝林伝』中に立伝されていたことを証するもので、まさしく全逸文中の白眉である。就中、⑥2⑦⑦の三つの引文の冒頭に「宝林伝第十」と明示されることにもとづき、すでに筆者は前稿において、卷十に確實に所伝を有するとみられる右の八名についての推敲をなしておいた。⁽³¹⁾ ここでは重複をさけ、未紹介の逸文を中心に論述しよう。

まず、⑥2以下の南岳伝については、『祖堂集』卷三の南岳伝と比較対照することにより、⑥2から⑥5までは、もともと連続することが知られる。しかし、『祖堂集』とは重要な点で相違がある。すなわち、『祖堂集』では、南岳は坦然の命で嵩山慧安に師事したとのみあるのが、逸文では密作用の機縁により、「言下に豁然契悟した」となす。従来、南岳の大悟

を、慧安から啓発を受けたのちに六祖に参じてからのこととする「觀音大師碑銘」（八二三）、全唐文六一九）、『祖堂集』卷三、『伝燈錄』卷五、などの諸資料と逸文との相違は、いつたいなにを物語るものであろうか。

さらに、⑯にみられる。南岳の六祖への再度にわたる参考記載である。のみならず、⑰では、馬祖に対しても南岳が教示した坐禪と坐仏に対する有名な四句が、『祖堂集』以後の諸資料と微妙な相違を示す。

宝林伝（逸文）

祖堂集、等

若学坐仏、
若学坐禪、
若学坐臥、
若学坐禪、
若学坐臥。

若学坐禪、
若学坐仏、
若学坐臥、
若学坐禪、
若学坐臥。

『祖堂集』では、前後関係からして右文が適切なのであるが、『宝林伝』のこの前後の記事はどうであったのか、興味をひく一段である。なお、⑮もこれに統く馬祖との問答語句、⑯は『伝燈錄』における「汝等六人同証我身」という語句の注として引かれる。したがって、南岳下において、眼耳鼻舌身意をそれぞれ得たとされる六名の高足の名が、おそらくは『宝林伝』に存したことを示唆している。ともあれ、南岳伝はかなりの長文であったこと、これを承ける『祖堂集』

南岳章などには整理の形跡がうかがわれることなど、南岳關係の逸文は重要な問題を提供している。

⑰は、永嘉玄覺が“宝覺”として立伝されていたことを示唆し、これが原本の誤記などであったかいなかは不詳である。また、⑱は司空本淨の伝記であるが、受戒までの前半の記事は、従来未知の資料である。

⑲は、曹溪宝林寺の守塔僧令韜の伝記である。逸文は、おそらくはこの人が六祖門下の第四位に立伝されたことを示し、⑳は、その寂年が『曹溪大師傳』の八九歳説と異なる九三歳説をとるなど、これまた資料的に注目すべき逸文である。

㉑と㉒は、わずかに南陽慧忠の伝が『宝林伝』に存したことを示す以上に、とるべき内容はない。これに対して、㉓は神会に関する唯一の記事として貴重である。のみならず、神会の六祖への参考は、七歳、一三歳、一四歳、中年、などの異説があるが³²、逸文は聖暦元年（六九八）とし、神会の二九歳説をとる独特の資料として注目される。

㉔は、石頭希遷が卷十の六祖門下第二位に載録されていた青原行司の、唯一の弟子として立伝されていたことを示す重要な逸文である。文は、石頭に関する記事のすべてであることを思わしめる。就中、その寂年を貞元一〇年（七九四）九七歳となす記事は、他の後代資料に共通する貞元六年九一歳説

と相違することが注目される。いざれが是か否か、これまた今後の検討課題である。

(79)も、同じく馬祖道一の伝が存したことを証する貴重な逸文である。みるとく、あまりにも短文にすぎることが惜しまれるが、『抄註』の性格から推せば、これが馬祖伝のすべてであつたとも思量される。南岳章において、すでに重要な機縁は語り尽されたためなどの理由によるものであろうか。

最後の(80)は、『西渓叢語』において、「按宝林伝」として引く道信・弘忍・慧能に関する各引文に統き、「伝後題云」として引く一文である。『伝』が『宝林伝』を意味するならば、右は明らかにその跋文の一部である。内容的には、曹渓の地名に関する記事を、『安南越記』なる書から引く引文である。この書についても不詳であるが、広東省あたりの古記録の類であろう。『宝林伝』の跋文をなんびとが撰したかは不明であるが、こうした引文が存したとしても不自然ではない。えて、逸文として掲げた理由である。

以上の過去七仏の章については、周知のごとく、『宝林伝』が首欠八〇行のために、その存否は不明であった。逸文もまた存在しない。のみならず、『抄註』は、『伝燈錄』の卷首にみえる「叙七仏」の語に対する詳細な注を付しながら、『宝林伝』をまったく引かぬ。引かれるべき記事があれば、当然に引くべき箇所であるのに。かくて、八〇行（毎行一四字）といふ比較的短い分量と、『抄註』に引文がみられぬことにより、『宝林伝』巻首には七仏の章が存在しなかつたと断ぜられたがって、初期禅宗史の上に少なからぬ資料価値を有するものと信する。もちろん、それは燈史文献という『宝林伝』の

基本的性格を前提としての資料であり、史実という看點からはまた別であること、かの般若多羅の讒偈などは、その好例である。ともあれ、六祖門下に関する逸文は、現存資料としては、大半が最古の記事であることは重要である。これらの記事には、今後の研究課題を提供するものが多い。

逸文は、不明な点を明るみに出すのみではない。存否がきわめて重要な意味をもつ事項については、その事項に関する引文がまったくみられぬことにより、逆にその存否の事実が改めて問題にされなければならない。『宝林伝』における、かかる重要事項をあげるならば、(一)過去七仏の章、(二)六祖と神秀との悟道の偈、(三)南岳・馬祖の伝法偈、などに関する存否の問題に尽きるであろう。

(一)の過去七仏の章については、周知のごとく、『宝林伝』が首欠八〇行のために、その存否は不明であった。逸文もまた存在しない。のみならず、『抄註』は、『伝燈錄』の卷首にみえる「叙七仏」の語に対する詳細な注を付しながら、『宝林伝』をまったく引かぬ。引かれるべき記事があれば、当然に引くべき箇所であるのに。かくて、八〇行（毎行一四字）といふ比較的短い分量と、『抄註』に引文がみられぬことにより、『宝林伝』巻首には七仏の章が存在しなかつたと断ぜられよう。

『六祖壇經』や『祖堂集』以後の燈史文献にみられるといふから、『宝林伝』こそその嚆矢であろうといわれてきた。⁽³³⁾しかし、『抄註』はこの機縁に関する『伝燈錄』の語句、「能自承燭令童子於秀偈之側写一偈云々」に対する注として、『六祖壇經』と『天聖広燈錄』(1036)から長文を引くものの、『宝林伝』からは一句半語も引かぬ。これは、『伝燈錄』と『宝林伝』の所載する機縁語句が完全に同一であつたためか、または後者にはそれが存しなかつたためか、存しても引用するに価しなかつたためかのいずれかであろう。第一の可能性がもつとも薄く、次いで第二・第三の順となろう。知る

ことく、澄觀(七二八~八三九)の大著『華嚴經隨疏演義疏』卷二において、神秀と六祖の悟道の偈の引用がみられるから、その以前に成立していたはずのこの機縁が、『宝林伝』に存したかいなかは、なお即断を許さないといえよう。

(3)の南岳・馬祖の伝法偈についても、『宝林伝』がその初出であろうと推定されている。⁽³⁴⁾しかるに、南岳や馬祖に関する逸文はときに掲げたとくであり、そこには伝法偈に関する何らの記事もみられない。ただし、『抄註』が引かぬ」とをもつて、ただちに伝法偈が存しなかつたと断定することはできない。何となれば、『抄註』の撰者は、『伝燈錄』の過去七仏章をはじめとして、列祖の伝法偈に対するコメントを、まつたく付していないからである。師資の間で伝法相承の証

として説かれたとされる伝法偈は、言詮不及の聖語として、あえて字句の詮索を避けたのかもしれない。したがつて、南岳・馬祖の伝法偈が『宝林伝』に存したかいなかは、これまた不明といわざるを得ない。

以上、重要な事項に関しては、逸文をもつてしてもなお不明な点が多い。そこには、引文の及ばぬ限界があり、逸文のもつ宿命がある。今後、『宝林伝』の直接資料の出現か、または、より豊富な引文を有する間接文献の発見をまちたいと思う。⁽³⁵⁾

(1) 柳田聖山『初期禪宗史書の研究』第五章、『宝林伝』の成立と祖師禪の完成、参照。

(2) T.85-1320c

(3) T.51-456b

(4) 中華大藏經1-37-31861c

(5) T.49-477a

(6) Z.2乙, 3-451d なお、この両書を挿ぐ記事は、高麗義大の『飛山別傳議』(1085)跋にみえ、遼の道帝(1055~1100)が行なつたことを伝える。また陳垣の説は『中國佛教史籍概論』P.107 参照。

(7) 大藏會編『大藏經—成立と変遷—』P.39

(8) T.55-1075c

(9) T.55-1077c

(10) 『宝林伝の研究』P.4~6

- (11) 小野玄妙『仏教經典總鑑』P.728b~729a
- (12) 『日本佛教の研究』11 P.282~285
- (13) 柳田氏前掲書 P.99, 235, 252
- (14) 『宝林伝』卷九卷十の逸文（宗学研究111）
- (15) T.50-751b~c
- (16) 指標『北山錄』について（印仏研1丸—11）、三教交渉史
研究班『北山錄』訳注（東大東文研紀要八一）
- (17) T.52-636b~c
- (18) 柳田氏前掲書 P.245、永井政之「祖庭事苑」の基礎的研究
(駒大仏教学部論集四)、など。
- (19) 『尚友錄』卷二
- (20) 桂五十郎『漢籍解題』P.780b
- (21) 『景德伝燈錄抄註』について（印仏研11—11）、など、
の田稿中で推定した記事の訂正は、本論文によつておれにあ
りたい。
- (22) 柳田聖山「宋版禪籍調査報告」（禅文化研究所研究紀要五）
- (23) 「雪竇足菴禪師塔銘」（攻媿集11〇）
- (24) 「日本禪林撰述書目」(印仏研1-330a)
- (25) 中文出版社刊影印本 P.25b~c
- (26) 駒大禪宗史研究会『慧能研究』P.30
- (27) 弘忍の示寂年時につては、柳田氏前掲書 P.55~56 とく
わしい。
- (28) 『慧能研究』研究篇第一章第11節、慧能伝の変遷 P.149~
160参照。
- (29) 同 右 P.217~220
- (30) Z.1, 2, 18, 1-119b
- (31) 広文書局写影原本 P.347a
- (32) 『宝林伝』卷九卷十の逸文（宗学研究111）
- (33) 『慧能研究』P.164~168参照。
- (34) 柳田氏前掲書 P.261
- (35) 水野弘元氏は、「伝法偈の成立について」（宗学研究11）に
おいて、「伝法偈は先ず(a)六祖壇經で、達摩から慧能までの
東土六代のものが作られ、次に(b)宝林伝によって西天二十八
祖の偈及び(c)南岳、馬祖の偈が掲げられ、最後に(d)祖堂集に
よつて進去七仏の偈が加えられたというのが、現存文献によ
る推測可能の事柄である。」と論述されている。
- (36) 本邦に所在する『伝燈錄』や『五燈余元』の古版（元版・
五山版など）には、おもに西天祖師の部分に、『宝林伝』から
の引文書き込みを、まきみかける。しかし、これらは直接の
引用ではなく、その大半は『抄註』などによる添書きとみて
よいであろう。